

平成 28 年度 第 4 回大阪市建設事業評価有識者会議

開催日時：平成 28 年 11 月 25 日（金）10 時から 12 時

開催場所：大阪市役所 屋上階（P 1）共通会議室

塩川課長代理

ただ今より、平成 28 年度第 4 回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。進行役を務めさせていただきます、市政改革室の塩川でございます。よろしく申し上げます。本日、市政改革室長につきましては、急きょ他の公務が入った都合で欠席となっております。

議事に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。資料 1-1 から 1-8 として、本日、ご意見をいただきます事業再評価対象事業の一覧表、説明資料、評価調書、費用便益分析、状況説明資料となっております。資料 2 としまして、「大規模事業評価に係る報告について」となっております。資料等に不足等はございませんでしょうか。

本日の議事でございますけれども、前回に引き続き、次第の(1)として事業再評価の続きをお願いしたいと考えております。まず、事務局より対象事業の概要についてご説明をさせていただきます。その後、事業毎に所管局からの説明並びに質疑応答を行っていただき、ご意見等をいただければと考えております。次に議題(2)として、平成 22 年度に大規模事業評価の対象でありました「大阪市立近代美術館整備事業」のその後の状況等につきまして、ご報告をさせていただきます、ご意見等をいただければと考えております。

これからの議事進行につきましては、内田座長をお願いしたいと思います、よろしくお願い申し上げます。

内田座長

はい。それでは進行をさせていただきたいと思っております。まず、評価対象になる事業全体について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

小林担当課長

それではお手元の資料 1-1「平成 28 年度事業再評価対象事業等一覧表」をご覧ください。これは、今年度再評価の対象となる 17 事業の一覧表でございます、このうち先月 24 日の第 3 回会議では、1 番から 9 番までの事業について再評価を実施していただきましたので、本日の第 4 回会議では、引き続き、10 番から 17 番までの事業についてご審議いただきたいと思います。本日の案件の再評価理由につきましては、④の、前回の再評価から 5 年以上が経過し、なお継続中の事業と、①の国庫補助事業で、所管省庁の基準により再評価が必要な事業が、4 件ずつございます。この一覧表には、その他、事業費、事業開始年度、前回すなわち平成 23 年度の評価時の対応方針を掲載しております、小文字の a、b、c の対応方針（案）、B/C、事業進捗率は今年度の調書から抜粋しております。小文字の d、e は事業費の増減と、完了年度延長の有無であり、その理由を次の備考欄に掲載しております。10 番と 11 番の事業は、事業の見直しによって事業費が減額され、10 番、11 番、12 番の事業は完了年度が延長されております。完了年度の延長理由としましては、用地取得交渉が難航し予定以上の時間を要していることなどが挙げられております。なお、14 番の事業につきましては、事業の必要性に変わりはないものの、周辺の再開発の状況、および相対的な事業の優先度に鑑みて、今回の対応の方針案では休止となっております。私の説明は以上でございます。

内田座長

はい、ありがとうございました。全般的な説明をいただきましたけれども、委員の皆さんはいかがですか。何かご質問がありましたら、お受けしたいと思います。

これからあと、説明を聞いて 1 事業ずつやっていきますけれども、その前に確認をしないといたほうが良いようなことが、もしありましたらお願いします。よろしいですか。これから所管局に説明していただいて、議論していきたいと思っております。この表を見て、10

内田座長

番から17番までありますけれども、最後の15、16、17は、これらは同じ「うめきた」ということで一括してというふうに聞いております。一方、10番から14番まで、これは所管局も違いますし、事業種別も違うので、結構逆に言うと手間取るところもありますので、所管局はご説明をいただくときには、できるだけ簡潔に。円滑な進行に、ご協力をよろしく願います。それでは、1件目の建設局の道路事業について、まず所管局から説明を5分程度でお願いします。よろしくお願いします。

生嶋課長

建設局道路部道路課長の生嶋でございます。10番の、市道西成区第369号線道路改良事業についてご説明させていただきます。まず、道路改良事業についてご説明いたします。道路改良事業と申しますのは、道路が狭いとか、分断されているというような道路を、用地取得を行いまして、新設・拡幅し改良するという、事業でございます。それについては道路改良することによりまして、交通の安全、円滑、防災空間を確保し、市民生活の利便性、安全性、快適性の増大を図るという目的をもっています。お手元にご覧いただけます、資料1-2の20ページをご覧くださいんですけども、こちらのほうに、現在の道路改良事業の整備計画をまとめてございます。先ほど申しました道路改良事業の目的に沿いまして、本市として、要改良箇所が大体600キロメートルございます。これらのうち、緊急的に改良が必要な箇所として838か所、約80キロメートルを選定いたしまして、道路整備計画として策定しております。その中から、現在の財政状況等を鑑みながら、重点的に整備する路線を重点化路線として6路線を選定して、今、事業にかかっているところでございます。今日の議題になっております、西成区第369号線も重点化路線の1つということになります。西成区第369号線のご説明させていただきます。これは、資料1-3、事業番号10番、事業再評価調書をご覧くださいと思います。事業の内容といたしましては、所在地で、西成区北津守4丁目から津守2丁目の区間、位置図をご参照いただきたいと思っております。こちらについて道路の拡幅の計画となっております。延長は約950メートル、幅員を、現道幅員が約5.5メートルのところを拡幅いたしまして、幅員10メートルないし13メートルの、両側2車線の歩道付きの道路に整備するという計画でございます。このうち、事業の必要性の評価のところですけども、この西成区第369号線につきましては、沿道に運輸、倉庫業など産業施設が立地しており、地域の経済、産業を支える重要な補助幹線道路として利用されております。したがいまして、この道路の円滑な車両通行を確保する必要があるということ。また、広域避難場所に指定されております、西成公園や西成高等学校などの公共施設も面しておりますので、歩行者、自転車の安全な通行を確保するため早急な道路整備が必要である、ということが必要性と考えていまして、評価としてはA～Cとしていただいております。今後の事業の見通しですけども、次のページの、⑦の事業の実現見通しの評価をご覧くださいませでしょうか。こちらについては、用地取得の難航によりまして事業が長期化しておりました。用地取得のできた区間から道路整備を行っております。一部区間は道路として完成しております。そういうことから、事業効果につきましては概ね発現していると考えております。残る用地の確保につきましては、西成公園、それから津守下水処理場の市有地のみとなっておりますので、関係部局との調整を行って用地処理を進め、道路整備を行うことで、完了予定年度での完成を見込んでいるところでございます。重点化の考え方につきましては、道路事業においては既存の道路施設を適切に維持・管理し、効果的・効率的に活用するために維持管理費の確保を最優先課題としており、安全・安心で快適な市民生活を支える道路空間を確保するため、防災対策、交通事故対策などの各種施策を実施してきております。本路線は、道路改良事業においては、緊急性が高く、集中的に整備する必要がある箇所として位置付けていまして、重点的に予算化を行って、今、進捗を図っているところでございます。この事業が遅れることによる影響ですけども、道路整備を行うことができずに狭隘部の解消が図れないこととなりますと、車両の円滑な通行を確保することが困難になり、歩行者の安全確保も図れなくなる。緊急車両の円滑な通行による防災性の向上ですとか、歩行者空間の確保による歩行者の安全・安心の享受、自転車利用者などの通行円滑化の享受が遅れてしまうという影響が出てまいります。対応方針の案といたしまして、事業継続Bとさせていた

- 生嶋課長 だいております。この理由といたしまして、本路線は、歩行者等の安全対策、自動車交通の円滑化、防災上の面から、必要性が高い事業になります。それから、本路線の北側の住居地域に当たる区間におきましては、歩車道分離の道路整備が完了しております。事業効果は概ね発現されております。年次計画通りの予算が確保できることで、完了予定年度での完成が見込めるということでもありますので、事業継続Bとさせていただきます。今後の取組方針ですけれども、重ね重ねになりますが、歩行者等の安全対策、自動車交通の円滑化、防災機能の向上のためにも整備が必要な路線ということで、予算の範囲内で着実な事業実施に努めておりまして、完了予定年度での完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上です。
- 内田座長 はい、ありがとうございます。まずは、視点を限定することなく、今、説明いただいた内容について質問していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。
- 松島委員 はい。確認だけです。用地取得の難航で事業が長期化というお話ですけれども、それに該当するのは先ほどご説明のあった市有地の部分ですか。それともそれがようやくこの段階で終わったという民有地を難航していたけれども、買収が終わったということですか。
- 生嶋課長 民有地の用地取得にだいぶ手間取っていたのですが、民有地の買収につきましては完了しております。あとは市有地です。大阪市内部の調整で進められるという段階になっております。
- 松島委員 わかりました。
- 内田座長 市有地の方を進めてないのは、予算的な話とか、段取りの話だけですか。
- 池上係長 沿道に西成公園という都市計画公園がありまして、そちらの整備と一体で整備をしていくという計画をしております。工事の内容を調整している段階にありまして、それができれば事業としては進んでいくというような形になっています。
- 内田座長 公園のほうも順調にいきそうだ、ということですか。
- 池上係長 はい。
- 岡委員 参考までにお聞きしたいのですが、堤防はどこにありますか。
- 池上係長 路線の西側に川がありまして。この当該路線との間にまだ民有地はありますが、それを挟んで堤防があります。
- 岡委員 堤防はもっと海側にあって、当該道路からは海は見えていない状態ですか。
- 生嶋課長 見えない状態です。川側にも沿道利用がございますので、さらにその沿道利用と川の間に護岸があります。そういう状態です。
- 岡委員 その間にあるわけですね。
- 生嶋課長 はい。
- 岡委員 わかりました。こういう道路整備は、せっかくだから川べりの活用という、親水的な、親水とまではいかないまでも、川が近いことが感じられるような道の整備という方向もあって、これの事業が長引いていますので、河川の周りの状況も随分変わってきていますので。昔でしたら、工業地のドックがあってという中で道の整備だったのが、どんどん工場も衰退しておりますし、ドックもございませんし。そういうような中で、街づくりも活発になっていくような場所になりつつあるところだと思いますので、ちょっとご質問したまでです。
- 内田座長 よろしいですか。では、ご意見の確認をさせていただきたいと思っております。意見の内容としては、再評価及び対応方針が妥当というふうに思えたかどうか。妥当でないという

内田座長

場合には、どこに疑問があったか、問題点があったか。妥当でない、あるいは判断がつかないという場合には、追加資料の提出が必要かどうかということ、意見として述べるということになります。いかがでしょうか。妥当、というような方向でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、妥当ということで、この件については意見をとりたいと思います。

それでは、続いて、事業の番号で言うと11番です。建設局の橋梁事業について行いたいと思います。では、先ほどと同様ですけれども、まず事業内容の説明を簡潔に5分程度でよろしくをお願いします。

平野課長

建設局道路部橋梁課長の平野と申します。よろしくお願いいたします。事業番号11、主要地方道大阪狭山線、下高野橋の橋梁架替事業についてご説明させていただきます。資料1-4の調書に従い説明を進めてまいります。まず、下高野橋が架かっている場所になりますが、次のページに位置図が付いてございます。図1は、大阪南部方面の地図でして、長居公園南側のハッチが大和川になります。この大和川に架かる東住吉区の橋が、下高野橋でございます。調書に戻っていただきまして、2-②事業目的ですが、下高野橋は、昭和2年に架橋されてから、既に約80年が経過しており、これまでも床版や橋脚などの補強を実施してきております。また、老朽化のほか、橋脚数が多いため、河川の流水を阻害をしているというような課題や地域に密着した生活道路としての利用から、歩道が狭い等の課題を抱えておりました。このようなことから、下高野橋を架け替えることにより、河川内の橋脚を減らし、道路幅員を拡幅し、耐震性を向上させてまいります。2-③事業内容ですが、事業区間としましては延長540メートルでございます。橋梁区間はこのうち、190メートルとなります。既存の橋の幅員は7.8メートルでしたが、新橋につきましては13メートルに拡幅する計画になってございます。3-④定性的効果の具体的な内容ですが、この橋の架替による効果としましては、老朽化橋梁の架替によって耐震性が向上するという事で、災害リスクが減少する。それから、橋脚の本数を減らすことで、治水環境が改善される。また、歩道が拡幅されることで、歩行者、自転車通行空間が確保されるといった事業効果がございます。3-⑤事業の必要性の評価ですが、新橋の架替と交通切替は、既に平成26年に完了してございまして、現在は、新しい橋の横に旧橋が残っている状況でございます。これから旧橋の撤去工事を鋭意進めていくといった段階であり、事業としての必要性は高いとしております。続きまして、裏面になりますが、現在の進捗率を記載してございます。真ん中ほど、右の1番端になりますが、現在の進捗率としては89パーセントのところまできておまして、旧橋の撤去、それから一部取付道路の用地確保と道路整備を残しております。以上より、4-⑦見通しの評価ですが下高野橋の新橋架替については平成23年度に完了し、平成24年度に片側、平成26年度に全面の交通切替を既に行っており、供用を開始しております。今後は、旧橋の撤去工事、それから取付道路工事を行いまして、平成29年度の事業完了を目指しているということで、7対応方針としましては、事業継続Aとさせていただきます。説明は以上となります。

内田座長

はい、ありがとうございました。では、委員の皆さん、質問をよろしくお願いいたします。

松島委員

同じく用地取得の話ですけれども、前回評価から用地取得率は変わってないですが、完了予定が来年度ですけれども、これの見込みは大丈夫ですか。

大川係長

現在、土地所有者の方や関係先と調整は継続して行っていますが、概ね目途が立っていますので、29年度の完了予定とさせていただきます。

松島委員

これは具体的に言うと、図3のどこの部分がまだ残っていて、用地取得1件となっていますけれども。これが20パーセントということでしょうか。

大川係長

そうです。

- 松島委員 ほかの事業に参考になるかもしれないのですが、何か工夫があったのですか。その
目途がたったのには何か決定打はあったのですか。
- 大川係長 所有者の方が用地交換を望まれているということで、そちらの方向でお話を進められ
たと、いうところかと思っております。
- 松島委員 わかりました。ありがとうございます。
- 内田座長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。私から、1点ちょっと教えてください。今、ご説
明いただいた調書で書かれているかどうか見つからないのですけれども、一覧表のほう
で拝見すると、この事業内容の見直しに伴う事業費の増減のところ。その増減の理由
として、仮設工法の見直しで事業費が安く済んだ、ということが書かれていて。調書の
ほうでも金額について書かれていますけれども、これはどんなタイミングで仮設工法の
見直しをどの部分で行われたのですか。
- 大川係長 河川内に残されており、旧橋の撤去工事に関しまして、河川の右岸側、低水域と
呼ばれるスペースが狭く、施工ヤードが確保できないため、当初計画では仮設の棧橋を
旧橋の横に設けまして棧橋上から撤去作業を行う計画で進めていましたが、河川管理者
等との協議の結果、大型土のうを設置し河川を一時的に締め切る行為が可能となり、陸
上部で施工ヤードが確保することができましたので事業費を見直すことができました。
- 内田座長 効率的にできるようなところは非常にいいことと思いますけれども、ただ、この調書
の4の④ところの、事業内容の変更状況とその要因についてとかにも、明記していただ
けるとよろしいかと思えます。質問はよろしいですか。それでしたら、先ほどと同様
に、再評価及び対応方針について妥当かどうかというご意見を伺いたいと思えます。妥
当という方向で、私としてはよろしいのではないかと思えますけれども、皆さん、よろ
しいでしょうか。ありがとうございます。ではこの内容で妥当ということにしたいと思
います。では、交代していただきまして、事業番号12番、住宅地区改良事業についてで
す。
- 内田座長 ご準備はよろしいでしょうか。では、説明を5分程度でよろしく願いいたします。
- 大塚課長 それでは長橋住宅地区改良事業についてご説明いたします。少し順番が前後しま
すが、付属資料のほうです。まず、図1ということで位置図がございまして、ご覧いただ
きたいと思えます。上の図に丸の囲みがございまして、長橋地区は、大阪市の中心から
南西のあたり、西成区にございまして。面積が約1.28ヘクタールで、後ほど触れますが、
事業期間は平成9年12月から平成33年の3月。事業費は約90億円の事業でございま
す。また、網掛けがございまして、大阪市内には老朽化した木造住宅ですとか、
狭隘道路が多く存在している密集市街地が、JRの大阪環状線外周部を中心に広がって
おります。本市では、その中でも、緊急性の高い地区の防災性向上重点地区3800ヘクタ
ール、特に優先度の高い地区を優先地区としまして、1300ヘクタールとして、指定をして
いるところとございまして。長橋地区の位置の詳細は下の図にあるとおりとござい
ます。地区の西側になにわ筋が通っておりまして、駅としましては、図面の右下ですが花園
町の駅がございまして。資料を1ページ飛びまして裏面ですが、図の3の進捗状況
をご覧いただきたいと思えます。タイトルで、不良住宅除却の進捗状況というふう
にありますけれども、住宅地区改良事業は、いわゆる不良住宅が密集する地区の環
境改善を目的としておりますけれども、具体的には、地区内の不良住宅の除却、そ
れから土地の買収を行いまして、改良住宅ですとか道路用地などを整備する事業
でございまして。地区の東側、それから西側の端のほうでは、用地買収がほぼ完
了しておるところですけれども、中央部といえますか、大きく分けますと西側の
ところに、未買収のところが残っております。事業全体としましては用地取得率
で71.7パーセントの進捗率となっております。この未買収の部分ですけれども、
図面では建物の図面ですので細かくなっておりますが、こちらは細分化されて
るものではございません。大地主の方が、こちらを全体的にお持ち

でございます、その方から、なかなか協力が得られない状況ではあったのですが、交渉を続ける中で、今年度に入りまして、後継者が理解を示すようであれば事業に協力してもいい、というような柔軟な姿勢を示していただきました。そのあと現在は、定期的に面談ですとか、連絡ですとかを続けているような状況でございます、今後も引き続きご協力いただけますように進めていきますとともに、面積は大きいですが、先ほど申しましたが、土地建物所有者が細分化されている訳ではございませんので、進み出せば大きく事業は進展するものというふうに考えているところでございます。その次のページに、建築計画の進捗状況がございまして、先ほど申しましたが、本事業では道路等の整備ですとか、また改良住宅を147戸建設の予定です。上の図で竣工済みは31戸だけですが、最初の図で地区外施行区域というふうに書いたところを含めまして、下の枠に記載しておりますが、現在78戸が建設済みとなっております。事業の進捗状況としましては、概要は以上のとおりですが、こういった状況を踏まえまして、様式1のほうに記載いたしましたところですが、様式1の表面で見ますと、3のところ、事業の必要性の視点がございまして、③の費用便益分析につきましては、国土交通省のマニュアルに従って算定しました結果、1.01というふうになっております。ぎりぎり1を超えているような状況ですが、改良事業につきましては、新規事業の採択の際には、費用対効果が0.5以上の基準となっております。⑤の事業の必要性の評価ですが、太枠の真ん中のあたりに記載しておりますが、住宅の不燃化、道路の幅員拡幅で地区の防災力の向上が図れる。また、核となる拠点整備が進むことで、周辺の密集住宅市街地の波及効果も大きい。そういうことで、長橋地区の改良事業につきましては、投資効果が見込まれる事業であり、必要性が高いというふうに考えております。評価としましては、A～C、ということで記載をさせていただきました。続きまして、同じく様式1の裏面でございます。4としまして、事業の実現見通しの視点でございますが、①の経過および完了予定で、1番右にございまして事業期間としましては、平成9年12月から平成33年の3月でございます。②のところ、事業規模につきまして、うち完了分ですとか、それから進捗率のところ、近年、大きな進捗は見られないというふうにも見えるところでございまして、進捗率で申しますと、前々回の平成18年のところが67.41で、そのあと71.88で、現在72.33ということになっております。⑦のところ、事業の実現見通しの評価のところ、終わりのほうにも書かせていただき、あと、先ほども説明させていただきましたが、今年度に入りまして、大地主の方が買収に対しては柔軟な姿勢を示していただいております。繰り返しになりますが、面積の割には細分化している訳ではございませんので、今後協議を進めていきまして、事業協力を得ることができれば大幅に事業が進展する見通しというふうに考えております。評価としましてはBということで記載をさせていただきました。続きまして、5の事業の優先度の視点の評価でございますが、まず、重点化の考え方につきましては、先ほどご説明いたしましたが、3800ヘクタール、1300ヘクタール、それぞれ位置付けをしておりますけれども、その中で、効率的・効果的な密集住宅市街地の整備を進めるために、自主建替が見込めない地域ということで、限定的に改良事業を実施しておりますので、そういう意味で重点化は図れているものと考えております。また、事業が遅れることによる影響でございますが、事業費の増加ですとか、居住者の高齢化というのもございます。それと、3点目ですが、事業終了までの間は、地区内で建築行為等に制限がかかっておりますので、不良住宅の自主的な建替更新が見込めないという意味で、事業を進めていかなければ、その間の建築制限で住環境の向上が期待できないというふうに考えております。そういったことから評価としましては、Bとさせていただきます。7の対応方針（案）ですが、前回と同様で、事業継続Bと考えております。理由といたしましては、本事業は、密集住宅市街地内にある不良住宅の自主建替が困難な地域において、限定的に実施をしている事業です。それから、地区住民の方が健康で文化的な生活を営むことができるように、住環境の整備、居住水準の確保、地区周辺エリアも含めた防災力の向上を図るために、必要な事業であると考えております。近年、大きな進捗は見られていないところでありますが、8のところ、記載いたしましたとおり、権利者に対して粘り強く交渉を行

- 大塚課長 っております。用地取得を進めまして、計画的な改良住宅の建設、施設整備を行うなどいたしまして、早期事業完了に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。
- 内田座長 はい、ありがとうございます。まず、質疑をしたいと思います。
- 岡委員 確認させていただきたいのですが、図3の進捗状況のところで、現在78戸とおっしゃっているのは、31戸と、それに加えて47戸というのはどこになりますか。
- 大塚課長 47戸は図1の位置図をご覧くださいなのですが、位置図の下のところで、地区外施行区域というふうに書いていますけれど、そちらのほうに建設済みの分が含まれております。
- 岡委員 これが41ですか。
- 大塚課長 はい。それと、その地区内の長橋地区と書いて、図1でいうところの長橋地区と書いてある部分が、図3でいうところの図面になっておりまして。それを両方合わせますとその戸数になります。
- 岡委員 この地区外の施行区域というのは、これは市のところですか。
- 大塚課長 そうですね。先行的に地区内の占有者の方が移転してもらおうところを、まず作っておいて、ということ。
- 岡委員 事業の全体のスキームが今ひとつよくわからないですけども。当初からどういうふうなスキームでやってこられたかっていうのがわからないですけど。1つは、今のような話の移転先で、今となっては何も新しいところに建てなくても、市営住宅の空きであるとかっていうのは活用できなかったのかなと思います。それから、事業者、土地の敷地を持っておられる方が大地主だというふうにおっしゃっているのは、これは過年度って書いてあるのは過年度に取得済みで、28年度に取得予定とかいう意味ですか、取り壊し予定という意味ですか。
- 大塚課長 取得の予定です。
- 岡委員 取得して取り壊すという予定のところを書いてあるわけですけども。例えば、平成29年に取り壊される予定のはずのところの斜線のところに、良住宅というのがたくさん含まれている。いうふうな状況の中で、この良住宅と書かれているものも、言えば事業が始まった時点から改善がされないままに長い間住んでおられる訳で。とてもその状態自体がよろしくないということを考えると、良住宅をここに本当に入れる必要があったのかとか。そこだけを残しておいて、他のところのよくないところをきちんと直していくというふうなやり方もあったのではないとか。事業スキームとして、色々と疑問はあると思いますが、これは過去のことなので、なんとも言えないので。こういう事業をほんとに進めなければいけないと思うので、今の事業スキームでは、無理と言うか時間がかかり過ぎる。人が住むという時間の単位で考えると、20年かかるなんていうことは、やっちゃいけないことだと思いますので、世代が変わりますのでね。やはり、やり方を変える必要があると思います。やっぱりそういうときには、参考になるのはきっと震災なんかの被災地のこういう改良事業、住宅改善の事業なんか参考になると思いますが、やはり長い間そういう状況であったこと、だからゆっくりでいいという訳ではなくて、1日も早く改善をできる事業スキームを考えていかないといけないなあと思います。そういう意味で、そういうスピード感のない事業スキームだったということは感じますが、この事業自体はここまで来たのであれば、早くやるしかないとは思います。
- 水谷委員 私も同じようなことを思っています。図4のところを見ますと、進捗の黒い当初の計画があって、それが20年。平成13年ぐらいから、ほぼ横ばいになっていますよね。白い点でその都度、急に立ち上がるようなことがあっても5年経ってもまた横、更に5

水谷委員 年経ってもまた横、という繰り返しですよ。20年もこういうふうになっているということは、やり方自身にやっぱり根本的な問題があるのだらうと思います。結局、言葉は悪いですけども、地主さんの同意が得られない。なぜ、同意を得られないかっていうのは、それぞれ理由があるだらうと思いますが。その地主さんが変わらない限りは、ずっと横ばいのままになるっていうのが、こう見ると、そもそもこういうやり方がいいのかなっていうのは思います。28年からまた立ったような計画になっていますが、それで本当にいけるのかなっていうのは疑問に思います。やはり、住んでいる方、要するに前から同じことの繰り返しで、言っていることは同じですけども、時間の経過をやるというのは1つ、コストが掛かっているわけですよ。住んでいる人にとっても、それだけどんどん時間が経てば、それだけ分、意見を甘んじて受け入れなければいけないコストとか、事業がストップしていれば、今までにやったことを無駄にしているようなコストとか、色んなものがあるので。ちょっとその辺りを、このやり方に関して必要性は理解できるんですけど、やり方のところで、こういうやり方でいけるのかなっていうのが、ちょっと何を根拠に言えるのかなっていうのは疑問に感じるところがございます。担当者の方が、誠意をもって色々と事業を進めていただいているっていうのは理解していますけれども、やはり、やり方っていうのを見直す、システムを見直すようなことも1度考えていただけることを希望したいです。じゃあ、これをどうなのかっていうふうに言われると、できるだけ早く説得っていうか理解していただくようなことでやる機会をしないと、ちょっと大丈夫かな、また5年後に同じようなことになるのではないかな、というふうに思います。

内田座長 この具体的なものの評価とか、なんとか質問とかいうことよりは、全体の進め方に関するご意見ということで、交換していただきたいなと思います。

高瀬委員 ちょっと質問があります。確認になるのかもしれないですけども、大地主さんの理解が得られて進むということですけども、この不良住宅なり良住宅が建っているところに住んでいらっしゃる方というのは、いわゆる大地主さんが建てられた家の借家人ということになりますよね。

大塚課長 はい、そうです。

高瀬委員 そうすると大地主さんの理解が得られても、多分、今の話と関連すると思いますけど、たくさん住んでいらっしゃる方の個別の借家権ということがあって、多分、立ち退き交渉とか、それも結構普通は難航するのですけれども。だから大地主さんの理解と一緒に、その建物に住んでおられる居住者の方の交渉は、もう並行して実施しておられる。もしくは、大地主さんの理解を得られた後、そういった長期交渉をすると、また時間がかかると思います。

内田座長 状況を教えてください。

大塚課長 こちらの建物を、その地主の方が大体所有しておりますので。今、お話がありましたとおり、お話をする相手としましては土地建物所有の方と、それから中に住んでおられる占有者の方というふうになります。お話を進めさせてもらうタイミングですけども、まずは、その土地建物所有の方に了解を得た上で、建物なりを測っていくということが次に出てきますので、そのタイミングでは占有者の方のほうにも、お声がけをさせていただいて入っていくことになりますので、長い目で見ると並行で進めるということにはなるかと思えます。お声がけをするタイミングとしては、先に、まずはその土地所有者の方にお声がけをします。

内田座長 具体的に、今、このハッチがかかっているエリアに関しては、住民の方には、直接まだアプローチはしてないということですか。

大塚課長 まだしていません。

内田座長 確認させていただきますけども、図の3で拝見すると、平成28年度にというのが東のエリアで、除却されたのが4件あります。これは、どんな事情で、このタイミングでなんでしょうか。ここも同じ地主さんですか。

大塚課長 いえ、そこはまた別の地主さんですけれども。順番に買収に入って行って、合意が得られたところからということで、残っておるのが。

内田座長 その時に、先ほど話が出たような当初予定から当然遅れている訳で、ただ、相手があることなので、誠意をもって交渉しながらというようなことでいくわけですよ。このタイミングで話が整ったのは、何か事情があったのでしょうか。それが何か次の分のヒントにつながるのか、確実にできますよねっていう裏付けになるかどうかということで、ちょっと尋ねたのですけども。たまたまとしか言いようがない訳ですか。

大塚課長 はい。実際、周りに空き地等ができますと、やはりぽつんとそこに住んでいるということに不安を感じるとか、居住されている方ご自身の、ご年齢とかもあるかと思えますけど。

内田座長 そうなるとこの辺りは、地主さんというよりは、借家人の方が納得されたということですか。

大塚課長 はい、そうです。

岡委員 ちょっと確認よろしいですか。

大塚課長 東側につきましては、ご自分の土地にご自分の建物に住んでおられる方だったのですけれども。

岡委員 東側はどこですか。

大塚課長 東側と言いますのは、図面で言いますと右のほうです。全体に縦長に色が付いているようなイメージのエリアですけれども、過年度という色が付いている辺りです。

岡委員 L字の端のほうまで、ということですか。

内田座長 左側の図のほうです。

大塚課長 そうですね。

岡委員 現状というと、現状は右側の図の、西側の改良住宅31戸というのが今建っていて。横に残っている30年度除却のところは残っているのですか。

大塚課長 そうです。まだ図の3の、左側の図の3と言いますか。まだ残っております。

岡委員 残っているのですね、1列。良住宅が5軒あって、不良が3つあって、良住宅が1軒で、この並びが残っているのですね。

大塚課長 残っています。

岡委員 引っ付いて残っているのですよね。それで、反対側の東側を見ますと全部更地で、そこに28年度のところの3軒4軒ほどが残っていたけど、今、除却されようとしているということでしょうか。

大塚課長 そうですね。実は、4軒の内、真ん中のところにつきましては目処が1軒立っていますけれども。北側の2軒、南側の1軒につきましては、今はまだ交渉中ということなんです。

岡委員 ということは、これだけ全部が更地にならないとできないような計画を立てること自体が、間違いになると思います。最終的にできるすごく広い駐車場が取ってあったりとか、道に面してゴミ置場が並んでいたりと。こういう住まいを本当に皆さんは望んでいたのだろうかというところに、大きな疑問を感じてしまうところまで。これは

- 岡委員 デザイン上の問題とプランニングの問題であったり、色んな問題をはらんでいると思いますけれども。自分のところの家を潰しても駐車場にしかならないというようなことを言われつつ、どかなきゃいけないわけですよ、実際は、自分の長い間住んでいた土地を。これだけ全部更地にしないと、東側の2棟が建たないというふうな計画を立てるのなら、真ん中の道路さえ整備すれば、もうやめておいてもいいのではないかと本当に思うのですが、いかがでしょうか。
- 大塚課長 改良住宅ですね、その真ん中の残っているところに現在お住いの方が、改良住宅に実際入居を希望されないということでありましたら、必要な建設戸数自体も変わってきますので、それは実際にその辺りも把握してから、必要であれば戸数の見直しというのも行って。
- 岡委員 先ほども言いましたけれど、20年とか経っているわけで、その中で状況はどんどん変わって行って、20年というのは口を悪くいえば、亡くなるのを待っているのではというふうな考え方もできてしまう。ほぼこういう立ち退きって20年交渉になるのですよね。他の市でやっていますが、20年経つとちょっと動きましたって、だいたいおっしゃる。それを聞いていると悲しくなるのですが、特に道路幅とかかかったらまだ気持ちの上でも許せますけど、住宅を立ち退かして住宅を建てると、その人たちの住宅を建てるという話をしているのに、やっぱり死ぬまで後もうちょっとここに住みたいよっておっしゃってるのではないかと思うので、ちょっと事業そのものを見直されるなり、住んでおられるかたのご意向を伺うなり、どれぐらい空き家になっているかもわからないし。ですから今の賃貸住宅とは状況は長屋って全然違いますよね。とって安値で自分で建物を更新しながら住んでおられる、家主さんが家をきれいにしてはるわけじゃないので、相当お金もかけたりされている可能性もあるので、少し見直されないと、これはとてもこの事業計画どおりにはいかないのではないかと思います。そのこと自体をちゃんと調査してから、ここに出てきてほしいなというふうに思います。どれぐらいの方が住んでおられて、どういう居住意向を持っておられるので、事業計画としてはどれぐらいだったら動きそうですという話が、やっぱりいるのではないかなと思います。
- 内田座長 不勉強なので教えていただきたいのですが、今出てきたような色々な論点のことを考えていくと、やはりある程度全体のプラン自体を見直すというその場合に、利害関係者の意向なんかも踏まえながらというようなこと、臨機応変なプランニングというのが理屈の上では好ましいと思いますけれども、実際にそういったことっていうのは色んな国との関係とか、今までの交渉してきた、移転された人とかの関係とか、いろいろ難しいところもあるかと思いますが、可能性というのはありますか。
- 大塚課長 今年に入りまして、権利者の方とか国のほうにも言ったりはしていますけれども、現状はオールクリアランスということで、例えばこの残っておられる地権者の方に対しましても、現状の元の案としましては全面買収、この計画図のとおりですけれども、国のほうに例えば話をしまして、不良住宅の除却というのにはこれはもう施行者の義務でやらないとだめですけれども、良住宅については例えば残すようなことはどうであろうかといったことを検討でありますとか、それからその買収するにつきましても全面クリアランスではなしに、東西方向、南北方向の必要な道路だけではどうですかといったようなことにつきましては、今年に入ってそういう柔軟な姿勢になりましたので、国のほうと協議を進めているところです。
- 内田座長 国と協議を進めているということは、今回のこの再評価、どう考えたらいいでしょうね。国と協議を進めて、うまく見直してそれがより良い方向にいくのであれば、当然適切に変えていくということになるかとは思いますが、国の協議との関係とか、もうちょっと教えていただけますか。
- 松島委員 この調書を拝見すると、現状は同じ方向で5年間やりますという宣言をされていると

- 松島委員 いうふうに我々は受け止めた訳ですけど、今の質疑の中では、実は今ちょっと色々な違う方法も考えているというふうにお話になっていると受け止めたので、それであれば状況を踏まえた調書にさせていただくべきじゃないかということだと思いますけれども、その辺の関係がどうなっているのかということをお教えいただけないでしょうか。
- 内田座長 事務局で調整して、会議が終わるまでに何かそれなりの答えが出ますか。
- 小林担当課長 ちょっと時間もはっきりわかりませんので、もし終わらなければまた改めてご連絡させていただくという形でお願いしたいと思います。
- 内田座長 今日は一応 12 時まで予定していますので、その前により良く話が進んで、休憩が取れるようだったら休憩の間に協議したいと思います。とりあえずこの件については、後ほど再開したいと思います。
- それでは、先へ進めさせていただきます。港湾局の港湾公害防止対策事業についてです。説明をよろしくをお願いします。
- 植村課長 港湾局計画整備部工務課長の植村と申します。お手元の調書ですが、事業番号 13 に従いまして、大阪港内公害防止対策事業につきましてご説明させていただきます。まず 2 の事業概要の②の事業目的でございますが、有機汚泥およびダイオキシン類を含む底質の除去等の対策を実施することによりまして、大阪港の水環境の改善や、人の環境を保護するうえで維持されることが望ましい基準であります環境基準を達成することを目的に事業を取り組んでおります。なお、ダイオキシン類につきましては、汚染原因等の究明を行いました、原因者の特定に至らなかったということで公共事業として本市が実施しております。③の事業内容につきましては、別添にあります図の 1 もご覧いただきまして、まず楕円で囲んでおりますところがございまして、安治川、尻無川の一部が有機汚泥対策を実施しました箇所でございます、約 4 万立方メートルの土砂の除去を平成 14 年度に終了しております。次に長方形の模様になっておりますが、それで囲んでおります 7 か所が底質ダイオキシン類の堆積区域でございます、全体で約 93 万立方メートルでございます。次に、調書の 3、事業の必要性の視点の中の③の費用便益の分析でございますが、国土交通省のマニュアルに基づきまして、便益として公害防止の価値を、仮想的市場評価法によりまして算出しまして、市民アンケートを実施いたしまして費用便益比は 7.98 という結果になっております。裏面ですけども、4 の事業実施の見通しの視点の①、経過および完了予定でございますが、前回の再評価時と同じく、平成 41 年度の事業完成予定としております。続きまして②の事業規模につきましては、図 3 にも書いておりますけれども、これまでの実施箇所といたしまして、大正内港および木津川運河の周辺で底質ダイオキシン類対策を実施してございまして、進捗率は底質ダイオキシン類で 2.5 パーセントとなっております。残事業といたしましては、約 90 万立方メートル、事業費で約 133 億円となっております。③の事業費につきましては、図 4 にお示ししておりますけれども、事業費ベースの進捗と見通しを示してございまして、後半の約 10 年間は年間 10 億円強の事業費の確保が必要となっております。進捗といたしましては、現在 9.4 パーセントとなっております、前回の見込みから若干遅れている状況でございます。⑦の今後の事業進捗の見通しにつきましては、本市の厳しい財政状況の中、当面は市の優先課題であります、堤防の耐震対策箇所を重点的に実施し、その後は、事業の重点化を図り、取り組んでいきたいと思っております。また、高濃度ダイオキシン類の無害化処理に多額の費用がかかることから、安価で迅速に処理可能な無害化処理技術の早期実現化や、平成 32 年度末に期限を迎えます公害財特法の期間延伸、補助金、補助率の引き上げなどさらなる財源措置も含めて、対策全般に対しまして、今後国に要望していきたいと考えております。最後に、7 の対応方針（案）でございますが、全体の事業費が 147 億円という巨額であるにもかかわらず、本市事業の選択と集中の考え方から、当面は年間 1 億から 2 億円程度、ほんとに非常に限られた事業実施にとどまることとございまして、現時点では、限定的な実施にとどまる事業継続評価 C と考えております。なお必要性の高い事業でございますので、事業費の確保について、事業のコストの縮減

植村課長 　　などさまざまな視点から検討してまいりまして、また、港湾局単独ではなくて、全庁横断的な、環境改善に取り組めるよう今後検討してまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

内田座長 　　はい、ありがとうございます。委員の方々、いかがですか。

水谷委員 　　私の質問は、調書の5番のところに事業が遅れることの影響が書いてありまして、この事業自身の必要性っていうのは書いてありますけども、直ちに健康被害が生じる状況でないことを確認しているということで、予算の規模と比べると実施できる規模が小さいので、直ちに進めなくても大丈夫だっていうふうなことを言っていると思います。そうすると、5番ところで、防災関係のことを緊急にやるっていうことを同時にこの文書のほうにも書いてありますよね。

植村課長 　　はい。

水谷委員 　　そうすると、もう少し冷静な見方をすれば、毎回1億円から2億円をここにつぎ込まなくても、緊急性が高い防災のほうにそのお金を流用すれば、それによって被害が別のほうを食い止められると、これはしばらく休止しておいても、大丈夫と読めると、なぜそういうふうな形にしないのか、その辺がどういう理由なのか教えていただければと思います。

植村課長 　　今委員がおっしゃられましたように、選択と集中ということで、防潮堤の耐震対策に重点的に取り組んでおります。そういう意味で、そちらのほうに予算が集中されているという結果になりますけれども、今おっしゃいました防潮堤を補強するにあたって、前面を浚渫をいたしまして補強するという工法がほとんどでございまして、そのために河川域の土砂を掘削する必要があります。その前面にたまたまダイオキシンがあるという区域がございまして、その部分について今集中的に実施しています。

内田座長 　　ついでにできるところについて実施しているということですね。

植村課長 　　そうです。ですから防潮堤に必要な工事というふうになります。

水谷委員 　　そうしたら書き方を、そういうふうに変えてもらわないと、文章としてはわかりません。

植村課長 　　わかりました。修正いたします。

岡委員 　　そのようなついでの仕事のときにやりますということで、残りの部分は実現できるのですか。

内田座長 　　その辺が、調書4の裏側です。事業の実現見通しの視点の⑥のところ、コスト縮減案、代替案立案の可能性のところ、事業の特性上、規模縮小は不可能というふうに言い切られていますけれども、この辺り、高濃度の話や緊急性があるところとか、もちろん国が定めている内容として、誰かが責任を持ってダイオキシンを処理しなければいけないというのは定まっていることで、承知している訳ですけども、できることとできないことがある中で、この何十年何百年かかるかわからないというのを1つの事業としてずっと掲げるというのは、やはり、違和感を感じざるを得ないです。その辺りどうしようもないのでしょうかね。

植村課長 　　先ほど申し上げましたように、やはり、優先順位という考え方でいきますと、この事業は環境基準という問題ですので、そういう意味では我々非常に強く受け止めておるところですけども、水質と底質の汚染の状況がありまして、これは底質、水の底ですね、川の底にある汚染についての状況ということでして。もう1つ水質の汚染といいますか、溶け出してくるものがございまして、その基準を1ピコグラムですけども、水質の基準は達成されているということで、すぐに、直接的に人間に影響を与えることはないと考えております。けれども、リスクといたしましては、溶出してくる場合ですと

- 植村課長 か、底生生物の食物連鎖ということも可能性としてはございます。その辺で必要性はあります。
- 内田座長 例えば、諸々の制約を考えずに、むちゃなことを言っていますけども、水質のほうのモニタリングをずっとやっていると、これは確実にやります。で、底質のほうについては当面大丈夫だから、とりあえずこの事業としては休止という形にして、国に対する補助スキームや、技術開発を期待するであるとか。あるいは、濃度が高いとこ低いとこの仕分けをして、もう少しコンパクトな形にして、確実に急いで実施していくところを明確にしていくことは、できないものかと思えますけども。というのが、この ABCD で見ていったときの C、予算が付いたときには実施するけれども、いつできるか全然わかりませんという中でも、特に事業の完了が見込める可能性が非常に低いような状況にある訳です。もう少し一旦その D も絶対止めるという話ではなくて、一旦考え直しましょうという意味での D だというふうに理解したときに、その可能性はないものでしょうか。
- 植村課長 今、防潮堤の耐震を例にあげましたが、その対策も早期に実施しないといけない部分がございますので、その区切りができましたら、こちらの環境問題にも予算をまわしていただけるように努力していきたいと思っております。
- 内田座長 ただ、それまで一旦、休止という選択はないですか。
- 植村課長 先ほど申しましたように防潮堤の補強するにあたりまして、前面を浚渫しないといけないところがございますので、休止というわけにはいけません。
- 内田座長 そこでだいたいおまけでやるところはやりますけども、そこに割ける予算っていうのも限られているじゃないですか。
- 結局、金額の話ではなくて、施工する場所が毎年 1 億円程度しかないということですね、現状においては。
- 植村課長 耐震化を優先させております結果、そうなっているということです。
- 内田座長 その耐震化優先というのがいつ頃終わってということで、でしたらその図の 4 にあります、この進捗の予定のグラフとか、ちょっと形が変わってくるのではないかと思います。どこかまではゆったりしていて、どこかからは急に立ち上がってくるという形にならないですか。
- 浦南係長 現在、堤防の耐震化を急いでいるところが、ひとまず 5 年で実施しないといけないところが平成 30 年度までの実施になってございまして、その部分で非常にダイオキシン類に汚染されている箇所が多いというところで、今は耐震化に合わせた事業費という形になっていますけれども、31 年度以降、これにつきましても、実は堤防の耐震化はまだ引き続き行なわれるのですが、ダイオキシンに汚染されている箇所っていうのが堤防の耐震化の箇所としては非常に少なくなってきてございまして、ちょっと堤防の耐震化も今後それなりの事業費はありますけど、一旦早急に実施する部分は終わるということで、我々としては少しその公害事業のほうに予算を回していくような方向で取り組んでいきたいというふうに考えております。それで平成 31 年度から事業費を上げております。
- 内田座長 横軸でいうと、2018 までが勾配が緩くて、そこからあと、立ち上がっているのが今おっしゃられたような。
- 岡委員 今、堤防の耐震化の話をされていますけれども、堤防の耐震化を実施しようとしたら、底をかき回すわけですから、ダイオキシンが表に出てきますよね。それまで沈んでいて静かにしていて、今だったら静かにしているうちに次から次へと堆積物がくるので、どんどん上にいっぱい積もってくる状況があると思えますけども、それを工事することとして掘り起こしてかき混ぜるわけですから。それを工事の責任で環境対策すべきことであって、ここの話とは関係ないのではないかというふうに思いますが、そうい

- 岡委員 うふうにはならないのですか。
- 堤防工事費のほうで対策すべきことであって、それはこちらの成果としてあげてくること自体がおかしいのではないですか。巻き上げている訳ですから。
- 浦南係長 公害事業というのは、基本的にはダイオキシンの底質、底の土砂を除去するっていうことになるのですけども。
- 耐震工事をするときに、実はその土砂を一部掘削して除去をして、例えば石に置き換えるとか、そういうことを施工するのです。その除去自体は、ダイオキシンを除去することによって、公害事業としての責務ということで我々の事業で実施しまして、その後の堤防の工事については堤防のほうの事業で実施すると、そういう形になっております。
- 岡委員 堤防の工事しようと思ったら除去しないとだめですよ。
- 浦南係長 はい、そうです。
- 内田座長 ただ処理されているというか、もともとなかったら堤防の工事をするときそんな工事はいらぬわけで、どっち側につけるっていうのは、どっちも可能性としてはあると思います。
- 浦南係長 普通に掘削して処分するだけであれば、堤防の工事でできるのですけれども、当然そのダイオキシンがあることによって、そのために余分に費用がかかります。
- 内田座長 施工責任者がどちらも港湾局さんだから、ごっちゃになっていますけど、一応今この事業自体は、ほんとの原因者じゃないですけども原因者がちゃんと除去しているほうの事業です。耐震工事を実施するときに、ついでに除去しているというのが毎年1億円くらいの量だと。
- 岡委員 だから今までは予算はついてなかったといってもいいぐらいの状況かなというふうに思っているのですが、これは勝手に私が思っただけかもしれませんが、これからは耐震工事とは別にちゃんと本事業にも予算をつける予定があるから、ということですか。そのときに、先ほども座長がおっしゃいましたけれども、濃度の高いところとか、表層に比較的近いところとか、重点地域をピックアップして実施することはできるのでしょうか。
- 浦南係長 もともとの事業を始めたときに大阪港内のダイオキシンの汚染状況を調査しておりまして、そのときに濃度ランクを低濃度、中濃度、高濃度という3段階のランクがございますけれども、その中で特に表層の汚染が多いところ、中濃度以上の、濃度の濃いところを重点的に除去しておりまして、今たまたまその堤防の工区が、非常に濃度の濃いところが多くかかっているということで、結果として、我々の思惑どおりの場所を除去していきけるという状況ではあります。
- 岡委員 今後の見通しで、今度からは堤防工事と関係なくやりますよ、というふうな話をされたように聞こえたので、こういう場所でやりました。だから、いやもっと言えば、効果の高いところでやれば、何も面積で均して見て、これだけの面積をやったから、っていうようなものではなくて、ダイオキシンを取らなければいけない全体量の中から、どこの部分を取ったからこれは効果的でしたっていうことがちゃんと出てくるような評価の仕方もあると思います。そういう評価の仕方ができるような、濃度の高いところから除去していくとか、そういうふうな計画は作成できますか。
- 浦南係長 作成できます。今回は事業費ベースでしかお示しできていないので、おそらくそこがわかりにくいと思いますが、多分その濃度で比重というか、そういうふうに見ますと、当然我々が投資した事業費分で行きますと、そういう濃度の濃いところが優先的に除去されていますので、効果的なことをやっていると思っておりますし、今後も濃度

- 浦南係長 の高いところを優先的に除去していこうと考えております。
- 岡委員 濃度の低いところは除去しなければいけないところになっているのですか。
- 浦南係長 環境基準で決められておまして、基本的には除去しなさいというふうに法で定められております。
- 内田座長 だんだんこれからは、事業効率も下がっていくわけですよ、今のところ、ついで施工のように実施しているし、結果的にダイオキシン濃度の高いところから重点的にやっ
ていこうと思うと、事業期間の最後のほうになればなるほど、たくさん土量を処理して
いるけれども、処理されるダイオキシン量としては減ってくるということになりますよ
ね。
- 浦南係長 濃度だけで見るとそういうことになりますけれども、事業費としては、やはり濃度が
高いほうが処分費は高くつくということで、その辺も少し、現状でいいますと、高濃度
でいいますと普通の土砂を除去するのに比べて20倍近い金額がかかかりますので、その辺
もどういった形でやっていくかは、今後の課題ではあります。
- 内田座長 これは完全におまけなサジェスションですけれども、今ご指摘があったように、この
事業の価値、どこが進んでいるかっていうのを見ていくときに、事業費もあるし、処理
している土量もあるし、処理できたダイオキシン量とか、どれが適切かというのはその
ときどきというか、あわせて見る必要があるかと思っておりますので、またこういったよ
うな機会があるときには、指標についてももうひと工夫していただけるとありがたいな、と
思います。
- 松井委員 委員の皆様の意見に私も賛成ですけれども、少し違った考えをしておまして、調書
を見る限りで、この事業は非常に、必要不可欠であり緊急性も高いというような流れに
なっているにもかかわらず、最終的には年間1、2億円程度の予算で、何十年も掛けて実
施していくのではないかと思われるような記載になっていますので、そこをもう少し丁
寧に説明をしたほうが、市民の方が見たときに、良いのではないかという気がします。
確かに耐震対策のほうが重要度は高いと思っておりますけれども、未来の健康にかかわるこ
とですので、もう少し丁寧な説明が必要だと考えます。
- 内田座長 私も全く同意見で、そろそろ意見の集約のほうへ移りたいと思っておりますけれども、対応
方針の案のところ、調書の裏側ですね。7番のところ、ここの書き方がやはりちょっとわ
かりにくいかなとは思っています。ですから、現状においては諸々の事情があって実際に1
億、2億程度のできるところしかできないということでしょうけれども、これから先の事
業計画で見ていくと、先ほど具体的にご質問をいただいたような進捗率、3年後4年後ぐ
らいからは高くする予定ではある訳です。その辺を踏まえてお書きいただければなと思
います。その時に最終的なABCDのランク付けに関しては、非常に重要だから当面はでき
ないけどもやるっていうことを重視するのであればBになるでしょうし。当面はやっぱ
りできそうにないという客観的な判断を重視するのであればCというようなことになる
のかなと。その辺の事情がわかった上で、今回はどっち側を重視したらこうしましたっ
ていうのが汲み取れるような書き方を工夫していただきたいと思っております。現状におい
ては当面できないからCですよってことしか読みとれないので、もう少し事情がわかるよ
うに記載をいただきたいと思っております。
- 高瀬委員 今座長がおっしゃったとおりでそれで結構かと思っておりますけれども。書き方のところで
少し表現を工夫していただきたいと思うところは、5のところ、環境基準を超過してい
ないことからただちに健康被害を生じる状況でないことを確認しているというのはちょ
っと書きすぎではないかと思っております。市民の方がこの記述を見ると、誤解を与えると思
います。また環境基準は変わりうる訳ですから、健康被害がないことは確認できてない
と思っております。健康被害の可能性もある訳で、だからこそ下段のほうには市民の安全安心
を確保するために必要不可欠という書き方をされていて、ある意味少し価値観が矛盾

高瀬委員 していると思います。

浦南係長 ここは、直ちにというところでご容赦いただきたいですけど。

内田座長 先ほど口頭で説明されたときには適切な言い方をされたと思います。水質に関してはモニタリングを実施していて大丈夫だということが確認できています。底質についてはリスクとしてはあるので確実に処理を進めていきますということを書いていただけたらと思います。遅れていくと底質からのリスクが高まってきますよ、という一般的なことを書いていただければ。ここを健康被害がないことを確認しているというのはやっぱり書きすぎですよという指摘だと思います。

浦南係長 わかりました。

内田座長 当面、水質面で見たら安全だというお気持ちはよくわかりますけれども、言い切っちゃうとおかしいのではということだと思います。意見の集約としては何か所か誤解を与える部分がありますので、調書に関しては本日の議論を踏まえて、適切に修正されたことを前提に、事業継続Cということではいかがですか。

水谷委員 はい、結構だと思います。要するに、予算のこともありますので。

内田座長 当面はやはりCということですよ。

水谷委員 やむを得ないかなと思います。あまりここでBにして今度、首を絞めるようなことになるっていうのはもう理解しています。ただ、その表現のところ皆さんが言うように誤解が生じているのでそこだけで、Cという形にさせていただければいいと思います。

内田座長 岡委員、高瀬委員いかがですか。

高瀬委員 はい、結構です。

内田座長 それでは最終の確認ですけれども、調書の文言については誤解を与えないように適切に修正したうえで差し替える、ということをお前提にしまして、最終的な対応方針については、事業継続Cという形で、示されたものが妥当である、ということよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、同じく港湾局ではありますけれども、港湾緑地整備事業について。事業番号でいうと14番です。それでは、よろしくお願ひします。

角谷課長 はい、港湾局計画整備部施設管理課長の角谷と申します。よろしくお願ひいたします。中央突堤臨港緑地整備事業の説明をさせていただきます。まず事業概要でございます。付属資料、図1-1と図の1-2、位置図と航空写真を使った位置図、それから図3の中で進捗状況図ということでどこができていくのかということをお説明させていただきます。中央突堤臨港緑地が位置します、この港区築港地区では、地域の活性化を図るため、再開発事業を実施しておりまして、本緑地はこの再開発事業の中核となる緑地でございます。現在全体面積の8.5ヘクタールのうち突堤部分の0.6ヘクタール、北側の部分の0.5ヘクタール、それから南東部分の0.6ヘクタールの合わせて1.7ヘクタールを供用しております。この地区には海上保安庁や税関をはじめとします港湾に関する官公庁が立地していることから、この官公庁船のほうの船舶を集約して係留することができる物揚場を本緑地に隣接して整備することとしております。災害時には、緊急物資の一時保管場所や荷捌地など、災害時の応急対策活動に資する防災拠点として活用することとしておりまして、港湾計画におきましても、防災緑地として位置づけているところでございます。次に、事業の必要性及び事業実現の見通しの視点でございます。平成23年度の事業再評価では事業継続C、限定的な実施に留まるものとの評価を受けておりまして、既存地域の緑地整備や物揚場整備を行う予定でございます。しかしながら、市の財政が逼迫する中、平成24年度以降港湾局において事業の選択と集中の考え方のもと、港の国際競争力の強化や南海トラフ巨大地震対策などの喫緊の

角谷課長

課題を優先して実施することとなりまして、事実上本事業は休止状態となっております。これによりまして、進捗率につきましては事業費ベースで緑地事業は25パーセント、物揚場事業が80パーセントとなっており、全体では48.1パーセントとなっております。事業進捗ははかされていないものの、本緑地は、築港再開事業の中核を担う緑地でございます。港湾環境の改善案、交流機会の増加といった地域の活性化と防災拠点としての必要性は変わってございません。一方、費用対効果でございますが、2.56と効果のある結果となっております。費用対効果につきましては状況の変化がないことから、平成23年度のB/Cデータに、平成28年度までのデフレーターを考慮して再計算しております。次に事業の優先度の視点、事業が遅れることによる影響でございます。付属資料図3に進捗状況図、先ほども申しましたが図がございます。現状、事業は進捗しておりませんが、海遊館や天保山などの集客施設が立地する部分に近い西側と、東側のレンガ倉庫に隣接する3か所が供用しておりまして、市民の方に現在利用されているところでございます。一方、防災緑地の観点でございますが、緊急物資の仕分けや一時保管、救援、復旧用地、また臨時ヘリポートなどの最低限必要となるオープンスペースにつきましては2.8ヘクタールということでございまして、現在西側の供用部分において使用可能な中央突堤の先端部と、駐車場、それに加えて南側に造成が完了している土地がございますので、その土地。それから東側の供用部に隣接しています人工地盤を活用しまして3.3ヘクタールのオープンスペースが現在確保できているところでございます。最後に対応方針（案）、今後の取り扱い方針でございますが、地域の活性化を図り、防災拠点としての役割を持つ本緑地の必要性につきましては変わっていないものの、本市の厳しい財政状況から、事実上、事業休止となっていることを鑑みまして、事業休止Dと考えてございます。なお、事業再開につきましては、背後の再開発事業などの進捗度合いを見て慎重に再開をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

内田座長

はい、ありがとうございました。委員の皆さん、質疑よろしくお願ひします。

水谷委員

ルールとして教えていただきたいのですが、休止となった場合に、どれくらいの期間、休止し続けるのか、休止からスタートさせるには、どういう基準で判断されるのでしょうか。

角谷課長

ちょっと様子を見て、先ほどの話と同じになりますけれども、かなり財政が逼迫しておりますので、その状況を見ながらというのが、どうしても出てくるかなというように思っております。埋め立てのほうですけれども、残土で埋め立てていくと、経費の節減ということを考えておるんですけれども、そちらも夢洲を優先していきますので、先行して向こうが埋まってくるとなれば、処分場所としてもですね、ここを使っていきますので、そういった状況を見ていくということ。それと、周りの民間の企業さんといいますか、立地してこられているところもございまして、やはりその背後の活性化が進むこともやはり頭に入れながら事業を進めるという可能性もあると思っております。

水谷委員

特に決まっていないということですね。

内田座長

休止だからとかいう特別のことはなくて、ほかの新規事業なんかと横並びでまた復活することもあるっていうような理解でよろしいわけですか。

角谷課長

はい、そうです。

岡委員

こんなこと言ってしまっているのかなと思いますけれども。もともとこのアメニティの核となる緑地と書いてある事業ではあるのですけれども、再開事業をするにあたって、本当に緑か海かっていう話で、緑が良いか海が良いか、海だって十分アメニティの向上をはかるもので何も埋め立てなくてもいいのになんて私は思うんですけれども。一方で、防災拠点にするというもので、必要だというのであればこういうところは必要だろうなと思います。ただ、必要だと書きながら今は一定間に合っていると書いてあると

- 岡委員 ころを見ると、もういらぬのではという気持ちもとてもあります。大阪の海岸線というのは大事で、私は実を言うと先端の羽子板状のところが変形してしまったことで天保山らしくないと思って相当ショックを受けた側ですので、埋め立てることが本当に良いのかということ、今後の街づくりの中で、あるいはここに住んでおられる方々、この街を考えておられる方々も含めて、見直すという言い方がいいかはわかりませんが考えるということもありではないかなと思います。海が見える、海が近いというのも、私達にとってはとても大事なことだと思います。
- 内田座長 先ほど伺いましたように、次に実際に何かを動かすときには、また適切に考え直すようなことも仕組みとしては可能というか期待できる場所かと思っておりますので、その辺りは意見として置いとかせていただきたいと思います。
- 岡委員 ありがとうございます。
- 内田座長 いかがですか、ご質問はよろしいですか。意見の集約に移りたいと思います。私の感想として、やはり当初のメインとして定量化という話のところ、アメニティとしての緑地の効果しか定量化できないから、これを費用便益としてあげているというところが、ちょっと違和感があります。これを前提にした話で調書は書かれております。一方で、定性的な効果発現のほうの防災の分について、物揚場の整備が終わっており、定性的なほうについてはもう十分だというような理解のもとで、私の提案としては事業休止Dという判断で妥当であると思っておりますけれども、よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。
- 小林担当課長 すいません、事務局からの連絡事項です。先ほどの長橋住宅地区改良事業について、調書の差し替えが可能であるとのことですので、この次のうめきたの案件が終わりましたら改めてご確認頂きますよう、よろしく申し上げます。
- 内田座長 了解しました。
- それでは、事業番号15番16番17番、うめきたの2期区域の基盤整備ということで、一括してご説明いただきます。ではよろしく申し上げます。
- 永井担当課長 都市計画局うめきた事業調整担当課長、永井と申します。よろしく申し上げます。今、内田座長が言われましたとおり、15番16番17番一括して説明させていただきます。資料は、調書と付属資料をつけさせていただいておりますけれども、調書のほうは1つにまとめてございまして、付属資料のほうについては3事業別々に添付しております。また、パンフレットをお配りさせていただいておりますので、こちらも使いながら、よろしく申し上げます。
- それではまず全体の事業概要について説明させていただきます。先ほど申し上げましたパンフレットのほうを、ご覧ください。これまでのうめきたプロジェクトの概要ということで書かせていただいております。うめきたにつきましては、旧の国鉄の梅田の貨物駅の跡地に、24ヘクタールの土地がございました。ここに付きまして、新しい街づくりをしていくということで、既に先行開発区域と言われております今グランフロントが建っているエリア、7ヘクタールについては3年前の4月に街開きということでございませぬ。残されましたエリアにつきまして、ただ今2期事業ということで進めさせていただいているというのが、全体の概要でございます。
- その中でやっている事業内容でございますが、ここは旧貨物駅跡地ということで、もともと都市のインフラというものが、整備されていなかった状態から始まっておりますので、ここに今後街をつくるにあたって必要な基盤整備というのをやっていくということで、事業としては大きく4つございます。まず、土地区画整理事業につきましては、ここに公共施設ということで、道路とか各種ライフラインとか、そういったものの整備をやっていくということが必要となってまいりますので、そういった公共整備、もしくは

は周りの一部宅地等も取り込んだ区画整理事業を行って、ここのエリアの区画を決定して参るということでございます。次に、都市公園事業、これは今回の再評価対象ではございませんが、地区の中央、4.5ヘクタールについては、将来の都市公園になるというエリアでございまして、これについては、30年度以降着手してまいりたいと考えております。3つ目ですがJR東海道線支線地下化事業ということと、4つ目で新駅設置事業ということで、現在このエリアの西端を、ちょうどエリア北側から福島のほうにかけてJR東海道線支線が通っております。ここには関空に向かう、はるかとかくろしおといった特急電車と、一部貨物列車も走っておりますが、この線路を、まず地下化しまして、位置も現在のグランフロント側のほうに寄せて地下化します。そして、1番現在の大阪駅に近い部分について新駅を設置して参るということでこの2事業は合わせて実施しているということでございます。これがおおまかな基盤整備の事業内容でございまして、すでに土地区画整理事業および地下化及び新駅設置事業については着手しておりまして、今回の再評価の対象になっております。スケジュールは下にご覧のとおり、平成34年度末の地下化と新駅開業ということを目指して事業を進めているということで、事業年度自体は、最終平成38年までということと考えております。以上が事業の概要でございます。

では、調書のほうに戻っていただきまして、今回の再評価調書の事業概要のところは、ご説明させていただきまして、事業必要性の視点以降を説明させていただきます。まず、社会情勢の変化等につきましては、大阪駅周辺地域が国の国際成長戦略に寄与する拠点というエリアに設定されておりまして、その中でもうめきた地区は、「ランドデザイン・大阪」といった計画や国際戦略特区で位置付けられました関西の発展を牽引するリーディングプロジェクトとして進めているところでございます。平成23年度には都市再生特別措置法に基づきます、特定都市再生緊急整備地域ということで、国から指定を受けており、関西の発展のみならず、我が国の国際競争力強化、国土強靱化に資する拠点の形成を目指しており、事業の優先度は非常に高いと考えております。2番目の定量的効果の具体的な内容というところでございますが、これが各新駅設置事業、地下化事業、区画整理事業、それぞれで算出いたしまして、具体的には各調書の付属資料の費用便益のところをご覧いただければと考えております。うめきたの新駅設置事業の費用便益につきましては、移動時間の短縮便益、乗り換え利便性の向上便益を算出しており、これにつきましては、3番の費用便益の結果を申し上げますと、B/Cは3.29ということで、大きな便益が出ているということになっております。また、東海道線支線の地下化事業につきましても、交通円滑化効果ということで、走行時間の短縮便益、走行経費の減少便益、交通事故の減少便益により、総便益を算出しておりまして、地下化事業についてのB/Cにつきましては1.53となっております。3つ目の土地区画整理事業につきましても、道路公園等の公共施設整備による波及効果ということで、利便性、快適性、安全性の向上に伴う地価水準の向上便益ということで算出しておりまして、こちらについては土地区画整備事業における費用便益マニュアルによりまして、B/Cが2.26、街路事業における費用便益分析マニュアルによりまして1.45ということで、いずれの事業につきましても費用便益がある事業と考えております。4番目の定性的効果の具体的な内容としましては、先ほどからも申し上げたとおり、まずは国際競争力の強化ということで、関空等へのアクセスの向上や、拠点駅周辺の利便性・快適性の向上などがあげられます。2点目としては防災機能の向上ということで、もともと貨物線で地域が分断されたような実情がございましたところを地下化することによりまして、消防車の円滑な通行など防災機能の向上も図られると考えております。3点目の都市環境の改善につきましては、周辺交通の円滑化などがございまして、こちらも鉄道が地下化になることによる効果などが見込まれるということでございます。その他としましては、先ほど申し上げました特定都市再生緊急整備地域への位置づけや国際戦略総合特区地域の指定などがございます。これらのところから事業の必要性としては、事業目的にあります国際競争力を有する地域の形成や質の高い都市空間の創出とともに、大規模な民間開発との一体的な実施や、関空へのアクセス性の向上などの効果を得られるため事業実施の必

永井担当課長

要性は高いと考えております。

次に事業の実現見通しの視点でございます。そちらの新駅設置、地下化事業、区画整理それぞれで調書のほう書かせていただいておりますが、いずれも平成27年度には事業開始となっております。それぞれ28年1月、27年11月、28年8月に工事着手を行っている状況でございます。先ほど申し上げた事業完了予定に向かって順調に進んでおるところでございます。事業実現見通しにつきましては、今申し上げたとおり、計画どおりに進捗しているということで、今後は必要な予算を十分確保したうえで、35年から38年の事業完了に向けて事業進捗を図ることがございますので、評価Aと考えております。5番目の事業優先度の視点の評価でございます。こちらにつきましても、本事業地区というのが、都市再生の拠点として緊急かつ重点的に整備を推進すべき地域という、都市再生緊急整備地域ということで、政令でも指定されているということ。さらに、緊急かつ重点的に整備を推進することが、国際競争力の強化を図るということで特に有効な地域ということで、特定都市再生緊急整備地域としても位置付けられているということ。市政運営の基本的な考え方においても、都市インフラの充実政策として位置付けられておまして、国、もしくは市内部についても重点的な施策として位置付けられているということでございますので、こちらについても評価Aと考えております。対応方針につきましては、これまでの内容を踏まえまして、今後、関西のみならず、国全体をけん引する、国際競争力を有する地域を形成するための基盤整備事業ということで、事業継続Aというふうに考えております。以上でございます。

内田座長

ありがとうございました。ではご質問を受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

松島委員

事業の意義自体は非常によくわかりまして、どんどんぜひ進めていただきたいのですが、その一方で、これは3つ合わせると800、900億近くですか。それが10年弱でやるとなると、年間100億近い、単純計算でそれぐらいになると思いますが、それが本当に大丈夫かなど。ここに最優先で投資するとしても、他のところにお金が回らなくなるのではないかと、というような懸念がありますけれども、その辺の事業費確保の見通しはいかがですか。

永井担当課長

予算上につきましても、先ほど申し上げましたとおり、これは国庫補助事業もいただいているなかで進めているということもございしますが、国からもこの事業については重点的に配分をいただいている現状もございしますし、市内部でも先ほど申し上げた重点的な位置付けができていますので。

松島委員

それは重々わかるのですが、そういう具体的な、例えば10年間のシミュレーションみたいなものはやられているとか、要は補助事業であることはわかりますので、補助は別としても、市内部として、本当にこれで回っていくのかなということが心配になります。

永井担当課長

事業費については、確かに多額の事業費が必要となってまいりますので、その事業費の平準化を行っております。極端に高い事業費となりますと、その年の事業費確保がしんどくなってくる場合がございますので、そういったことも進めている中で、確かに100億近い数字っていうのは毎年必要にはなってまいります。先ほどから何度も申し上げていますような位置付けもある中で、十分予算を確保できると考えております。

松島委員

例えば100億っていうのは、現状の予算の中でどれぐらいの割合を占めるのですか。

永井担当課長

現状の予算っていえば、市全体と。

松島委員

例えば市全体でも結構ですし、局としてでも結構ですけども。

永井担当課長

すみません、割合等の数字はないのですが、確保できると思っています。

- 松島委員 先ほどから1億がどうか話をしている中で、100億を毎年ちゃんと付けますと言われて、そうなのかな、というところがなかなか。努力されることは十分わかるし、最重点だということも十分わかるのですが、本当に実現可能なのかなというところがあり、それが36年の完了予定に影響するんじゃないかと懸念しています。結局、5年後の評価時に伸びますという話になるのだったら、今からちょっと余裕を持つというのも1つの考え方かなという気がします。
- 永井担当課長 こちらの事業については確かに多額の予算は必要にはなってまいりますけども、多額の効果も当然見込まれる事業ですので、早期に整備を進めてやっていくということで進めておりますので、ご懸念はわかっておるつもりですが、これからも十分進めていける見込みで続けてございます。
- 内田座長 今日の議論そのものとはちょっと関係がないところもあるかと思っておりますので、このぐらいにしておきたいと思っておりますけども。ほかの点はいかがでしょう。
- 岡委員 すみません。パンフレットのほうでは街開きが平成34年となって、地下化新駅開業も34年となっておりますが、これはもともとがどうだったのでしょうか。
- 永井担当課長 この目標年次は当初の予定どおりになっておりまして、先ほどの説明で今回の対象の基盤整備を説明して、民間開発のほうは説明をしなかったですけども、パンフレットの右、真ん中のところに図があると思うんですけど、先ほど都市公園事業と申し上げた部分以外に、薄い緑、黄緑の部分がございまして。こちらの部分というのが、これから募集を行ってまいります民間事業者の。
- 内田座長 いや、民間ではなくて、今後のスケジュールの今おっしゃっているところの、地下化新駅開業の矢が、34年の末のところの新駅開業と書いていますが、それに対して今回の調書では事業の完了予定が35年度末ですけれども、1年ずれてませんかという質問です。
- 永井担当課長 新駅開業自体は34年度末ということでございますけども、新駅ができた途端に工事が全部終わるということではなく、残工事がございまして、事業によって35年のものもあれば38年のものもあるということでございます。
- 岡委員 事業完了のことでお聞きしたいのですが、17番の事業の中での、駅の開業自体は34年ということですか。
- 永井担当課長 34年度末です。
- 岡委員 年度末ということですね。
- 永井担当課長 はい。
- 岡委員 わかりました。一刻も早くできてくれたらなと思っておりますので、おかしいなと思っただけです。
- 内田座長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。これは再評価というのはちょっと違和感があって。事業開始時点と1年ちょっとしか経ってない段階でということですけども。意見を最後に集約、確認したいと思っておりますけれども、調書の内容及び対応方針について、妥当であるということでもよろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。
- 永井担当課長 ありがとうございます。
- 内田座長 では、進行としては戻って、先ほどいったん休止した12番に戻るということでよろしいでしょうか。
- 塩川課長代理 すみません。資料番号1-5の長橋住宅地区改良事業につきまして、調書の策定時点と、地主の方も含めた動きが始まった時点で若干ずれがございまして、その分は調書に

- 塩川課長代理 反映できてないということになっているようでございます。その点で調書の差し替えがどの程度可能なのかも含めて、再度説明させていただけたらと思います。よろしくお願ひします。
- 大塚課長 様式1の裏面でございますが、4、事業の実現見通しの視点の中で、⑥でコスト縮減や代替案立案の可能性という項目がございます。ご説明もいただきましたが、この調書の策定時点では、まだその権利者の方との動向等もないことがありまして、例えば4つ目のコストのところでは代替案立案の可能性はなしでありますとか、そういった記載になっておりますけれども、現在お住まいの方の意向の調査等をしまして必要戸数については精査をするという内容を加えさせていただくと、それからこの代替案立案の可能性はなしという記載については削除とさせていただきたいというふうに考えてございます。
- 内田座長 となると、現状における見通しとしては、表現を変えないと。資料の1-5でいただいている調書の裏側の2ページに相当するところ、経過及び、ここは結構ですね、完了予定のところも、今回評価時点におけるこの完了予定というのは、このまま維持した上で、事情の説明として⑥のところのコスト縮減や代替案立案の可能性のところ、ここに現状を書いた上で、可能性についてちょっと触れていただくということです。それを前提として、これで対応方針について意見を具体的にこの場で決めるか、それとも追加の資料が必要だという話になるかということが求められているのかと思いますけれども、いかがでしょうか。物事がいろいろ動いていくので、どの時点でどう判断するかというのはいろいろ難しいところが当然出てくるかと思ひます。一応これは平成28年の8月時点ということをお話してはいるわけですね、今回評価時点では、ただ、どう考えれば良いですか。事務局としてはどう考えられます。
- 大塚課長 地主の方との動きがありましたのが夏ごろでした。それで、あとこの今の文言のところはそうなのですが、それ以外の図面のところにつきましては、まだ先ほどの国との関係もまだ協議を始めたところでございますし、また地元のほうにも何もこれといった案を示しておるところではありませんので、繰り返しますが、その部分のところの文言を修正する形でお願ひしたいと。
- 内田座長 では、いかがでしょうか。大きな意味でのこの事業の必要性というのは、みなさんお認めいただいているということでもよろしいでしょうか。実際に進めていくプロセスにおいては、もっと検討していただきたいところ、今後工夫していただきたいところというのは、意見としてはみなさんお持ちであると。ですが、この具体的な事業の再評価ということで見ていった時には、この事業の必要性はあるし、それから状況としても前へ確実に進んでいるということも一定確認できるということから、対応方針を事業継続のBとすることについてはおおむね妥当であるというようなことを提案したいと思ひます。調書の変更、差し替え、修正の箇所については、今ご提案いただいた4の⑥、縮減とか代替案立案の可能性のところと、それから下の大きな6、特記事項のところも、状況を踏まえて書き直していただければとあるのかなというふうに思ひないこともないので、この辺りをまた後ほどご検討いただければと思ひますけれども、その2か所の修正を前提とした上で、事業継続Bというこの対応方針についてよろしいでしょうか。松島委員。
- 松島委員 はい、よろしいかと思ひます。
- 内田座長 考えることもあるでしょうですけども、よろしいですか。
- 高瀬委員 対応方針についてはそれで結構ですが、代替案を検討された結果、事業費が変更される可能性もあるかということをお話できれば、もちろん減る方向での話ですけども、代替案の変更に伴って事業費の変更も可能性があるとか、その点にも触れるようなかたちで書いていただければと思ひます。
- 内田座長 その辺りは6の特記事項かと思ひます。現状においても法律の縛りがあって義務が生

- 内田座長 じるから変えられないとかいうような事情を書いていたわけですか。とは言いながら、こういうふうな見直しを国とやっていて、その結果として内容のこんな見直しもあり得るとかということをもう少し書き込んでいただければと希望します。
- 大塚課長 はい。
- 内田座長 それでは、これでよろしいですか。
- 小林担当課長 調書は改めて差し替えさせていただきます。よろしくお願いします。
- 内田座長 それでは、議事次第を進めまして、「大規模事業評価に係る報告について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。
- 小林担当課長 それでは、大規模事業評価について、1点報告させていただきたいと思います。お手元の資料の2、「大阪市立近代美術館整備事業について」をご覧ください。本事業につきましては、平成22年度から23年度にかけて、当時の大阪市行政評価委員会、大規模事業評価部会におきまして、6回にわたってご審議いただき、部会としての意見をとりまとめでいただいております。その意見の概要が、次の別紙1でございます。まず、本事業につきましては、「文化が薫る都市格を備えたまち」の実現に向けて、「大都市で暮らす楽しさ、豊かさを実感できる美術館」として、大阪市立近代美術館を中之島に整備するものでございます。この意見は、その前提として、本施設の整備の必要性は行政側の判断によるもので、その整備によって政策的目標を実現しようとするものの是非について、直接的な評価は差し控えること、既存施設の有効利用や経費節減が重要であることを念頭においたものとなっております。そして意見の結論としましては、以下の留意事項に適切に対応することを前提に、本事業の実施を認めるということとなっております。
- 留意事項は4点ございます。まず①ですが、本施設の規模や経費を極力見直し、無駄のない施設とすることです。具体的には、既存施設の有効活用、経費の削減、市民や企業との協働につながる取組、収入確保に向けた経営努力などがございます。次に②は、強力な運営体制の確立を図ることです。具体的には博物館群全体の戦略的・効果的なマネジメントを実行する強力な運営体制の確立、収支目標に乖離が見られた場合の抜本的な検討、柔軟なマネジメントを可能とする枠組の構築などがございます。次に③は、市民の文化力向上や都市活性化に向けた具体的な戦略、行動計画を策定することです。具体的には、既存施設を活用した取組、市民の文化力向上や都市活性化の着実な実現などがございます。最後に④は、隣接する国立国際美術館、市立科学館や周辺企業との連携等による中之島のまちづくりでございます。具体的には、ミュージアム・コンプレックスとしての相乗効果を発揮するための連携、周辺企業のサポートの確保、周辺企業と連携した中之島のまちづくり、ハード・ソフト両面の魅力づくりなどがございます。
- 本日はこの大阪市立近代美術館整備事業につきまして、これまでの経緯と今後の進め方、前回評価時の平成23年5月と現在との事業概要等の比較、そしてただ今申し上げました留意事項への対応状況につきまして、所管局である経済戦略局から報告させていただきます。
- 洞担当課長 経済戦略局新美術館整備担当でございます。本日はよろしくお願いいたします。それでは私のほうから別紙2、3、4についてご説明させていただきたいと思います。
- まず別紙2ですが、行政評価委員会からご意見をいただいてからの経緯について簡単に取りまとめをさせていただいております。新美術館構想につきましては、平成23年12月に再度構想を検討するという方針を表明しております。それを受けまして、都市魅力戦略会議等におきまして、この新美術館の位置付け等について再検討させていただいております。それから平成25年2月には大阪市の戦略会議を開催させていただき、この場

で改めて大阪市として中之島4丁目に新しい美術館を整備するという方針を決定しております。さらに平成26年4月には、再度、戦略会議におきまして、新美術館整備方針案という新美術館の基本計画となるようなものにつきまして、議論をしていただいたという経緯がございます。こちらにつきましては、パブリックコメント等も実施させていただき、同年9月に新美術館整備方針として策定しておるといような経過がございます。さらに今年度の予算化に向けて、議会でも議論させていただき、施設整備については公共で実施した上で、新美術館の運営についてはPFIを導入するといようなかたちで予算化を図り、今年度予算では基本設計費を計上しておるといことで、平成33年度の開館を目指して、この8月には公募型設計競技の公告も行わせていただいたところでございます。

続きまして資料3をご覧ください。こちらの資料につきましては、前回平成23年5月にご評価いただきました時点と、現在の計画についてどのような違いがあるのか、また変更していない部分はどこなのかといったところを簡単にまとめております。事業目的や事業内容につきましては、近現代をターゲットといたします美術館を整備するといことで大きく変更しているものではございません。社会教育施設としての役割を全うすること、それから大阪における芸術文化の発信拠点として、文化の振興だけではなくて、都市の魅力向上にも貢献すると、そういったところも事業目標として定めております。今回、新美術館の整備がなかなか進捗しないといところもあり、特に中之島西部エリアのまちづくりも進んでいないといところもございますので、この新美術館の整備というのは、そういったところの役割も担っていくべきものといふふうに我々としては考えております。

続きまして中段のところの事業規模でございます。まず敷地面積につきましては全体が1万600平米でございましたが、現時点では1万2900平米の敷地を対象として考えております。もともと新美術館につきましては1万6900平米という敷地面積を確保しておりましたが、こちらについてはできるだけ規模の適性を図ろうといところで、この間に検討させていただいたところで、1万2900平米といのが妥当ではないかといふうにわれわれ担当としては考えております。

続きまして延床面積でございます。こちらにつきましては大きな変更はございませんが、変わったところといたしましては少し展示面積を圧縮させていただいた上で、サービス施設に、カフェ、レストラン、ショップなど、そういったところについて少し充実を図るといことで、若干の変更はさせていただいておりますが、大きな規模としての変更はしてございません。

続きまして事業規模、こちらにつきましては、後で少し詳しく触れさせていただきませんが、前回の大規模事業評価の時点で10パーセントの事業費の削減についても検討するといようなご意見をいただいているところがございますので、こういったところを念頭に、この間、整備費の精査もさせていただいているところがございます。それから用地関係費でございますが、もともとこちらの土地は大阪市所管の土地ではありませんが、大阪市の財政の関係上、土地先行取得事業会計といところに位置付けられている土地でございました。この間、この土地先行取得事業会計が廃止されたといこともあり、現時点では、一般会計のほうに移管をされておりますので、用地関係費としては、ゼロといような形で変更になっているといものでございます。

それから、次の運営費。こちらにつきましても、前回の収支差が、3億4900万円となっておりますが、この収支差をできる限り維持するといことを基本に見直しをさせていただいているところがございます。見直しの方向性としては、より集客力の高い展覧会を実施するといようなかたちで、来館していただける方々についても前回計画よりもできる限り多くの市民の方にお越しいただけるといようなかたちにしておりますが、収支差については同じような範囲内で運営をしてまいりたいといふふうに考え

ております。

スケジュールにつきましては、先ほども申し上げましたが、今年度は設計者の選定を行っておりまして、その後、設計、工事を経まして、平成33年度中の開館を目指すというものでございます。

最後に、その他変更している内容といたしましては、運営についてはPFIを導入する方針であるということが変更というふうに考えております。

最後は別紙4でございます。大規模事業評価の留意事項に対する対応状況でございます。まず1点目の施設規模や経費について極力見直せるところは見直し、無駄のない施設とすることというところでございますが、まず既存施設としてサントリーミュージアムにつきましては、民間事業者に貸し付けておりますし、心斎橋展示室につきましては、もう閉館させていただいているところでございます。それから、施設規模についても先ほど触れましたが、展示エリアを精査する一方で、来館者サービス施設を拡充するなどの規模の適正化について検討を進めたところでございます。

さらに中段の事業費につきましては、前回提示させていただきました112億円から10パーセント削減した101億円をベースといたしまして、その間に消費税の変更や物価変動に伴う工事費の変動率はございますが、まずはそこを基本として検討を進めているというような状況でございます。

続きまして、既存館との一体的な運営という点でございますが、博物館施設につきましては、今回は地方独立行政法人化を目指すということで、大阪市の方針として新たに組み込んでおります。

続きまして、ページをめくっていただき、その間の収支差でございますが、現在は博物館施設につきましては指定管理者制度を導入しております。平成17年の指定管理者制度導入前、それから前回の大規模事業評価時、さらに今目指しております、地方独立行政法人化後というところで、既存館にかかる経費についても見直すところは見直しているというような状況であり、指定管理者制度導入前の経費21.7億円よりは少ない金額の中で、新美術館を踏まえた運営を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから機運の醸成といったところにつきましても、この間はパブリック・コメントや、設計者選定にあたりまして公募型設計競技という対外的に進捗状況をお示しできるようなかたちで事業を進めております。また、それ以外のソフトの部分でもいろいろな連携事業や企業、大学との連携事業などにも取り組んでいるところでございます。

続きまして、2点目の強力な運営体制の確立を図ることというところでございますが、ここは先ほどの説明とも重複しますが、既存の博物館施設につきましては、地方独立行政法人化を目指すということを考えておりまして、現時点では平成31年度当初からの設立を目指すということで、新美術館の開館よりも前に、この地方独立行政法人化を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、この間は各館が魅力向上に努めており、外国人の方が非常に多く来られているという背景もございまして、来館者数につきましても増加しているという状況でございます。

続きまして4ページ目の都市活性化に向けた具体的な戦略や行動計画を策定していくことというところでございますが、まず既存の施設で実効性のある取組を行うようにというところでは、百貨店や既存館、それから民間施設等でも、この間に新美術館に関する展覧会を開催してきております。また、学校連携や図書館と連携したワークショップ、さらには市民キュレーターと呼ばれるような市民の方にご参加いただくような展覧会を開催してきております。それから大阪市はこの間いろいろな上位計画を策定してきておりますが、そういった中でもこの新美術館について位置付けをさせていただいてお

洞担当課長

ります。

続きまして5ページでございます。国立国際美術館や周辺企業との連携という点でございますが、まず国立国際美術館につきましては、この間に2回、合同の展覧会を開催させていただいているところでございます。それから周辺企業との連携というところでは、中之島まちみらい協議会という周辺の地権者さんにより構成されている協議会がございしますが、こちらが作成されましたまちづくり構想でもこの新美術館について位置付けをしていただいております。また、中之島地域の都市再生安全確保計画でも災害時の退避施設としての位置付けをしていただいているところでございます。それから、この新美術館に隣接して市有地がございしますが、こちらにつきましては大阪大学のほうから中之島アゴラ構想というものの提案を今般受けたところでございまして、この大阪大学との連携というところも新美術館の1つの取り組みになってくるのではないかとというふうに考えているところでございます。それから周辺との連携まちづくりというところに行きますと、設計コンペを現在させていただいておりますが、こういったところで駐車場の設置はもちろんのこと、歩道機能を確保するための壁面後退や中之島3丁目からの中央緑道と呼ばれる歩道の確保などを明記させていただいているところでございます。また、美術館本体にも地上レベルにパッサージュと呼ばれるような無料空間を設置するというのも考えているところでございます。資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

内田座長

ありがとうございます。事務局に確認ですけれども、今回、報告ということで挙げていただいておりますけれども、その趣旨をもう少し説明していただけますか。

小林担当課長

はい。事務局から申し上げます。もともと前回の評価時は意見を出していただきまして、その意見の結論の中に、留意事項への今後の対応状況については適宜、部会に報告されたいという一文がございましたけれども、残念ながらその後、そういう機会がございませんでしたので、改めてこの機会に報告させていただきたいということがございます。その上で、今後これをまた新たに進めていくにあたって、大規模事業評価を実施する、そういう論点があるかどうか、その辺をご確認いただければと思います。

内田座長

この会議体自体の名称が若干変わっておりますけれども、前回にこの近代美術館整備事業について意見を述べている部会の、これが後組織であるという位置付けであり、そのときに求められていた報告をしていただいたというのが直接的な報告の内容であると。そのことを踏まえて、今回、意見を述べて、物事がきちんと進んでいるのであれば、もう後はよろしくということでもいいかどうかの確認をとりたいということでしょうか。

小林担当課長

はい。

内田座長

それでは、質問、ご意見、何なりとお受けしたいと思います。

松島委員

すみません、唯一継続しているメンバーですので私のほうから。非常にその当時の議論がよみがえってくるかのような。対応状況をご説明いただいた感じからすると、真摯に対応されているということがよくわかりました。安心しました。

それで1点確認ですけれども、5年前の評価では結構急いで評価を行いました、そのときの理由が確か、ある時までには決めないと、国との関係で違約金が発生するというようなお話があったかと思いますが、その顛末がどうなったか教えていただけますでしょうか。

洞担当課長

新美術館用地は、もともと国から購入をさせていただいたということがございまして、そのときに国有財産売買契約というものを結んでおります。その中で違約金条項というところがございまして、指定期日、ある期日までに大阪市が美術館を建てない場合は、違約金が発生するというものでございました。そのときに期日が迫っていたので、

洞担当課長

大規模事業評価の方も急ぎお願いしたというような背景がございます。

この違約金条項でございますが、この指定期日を延長していただけるように、国といろいろと協議を進めさせていただいておるところでございます。今この期日は平成29年3月31日となっております。国との協議では、今年度中に基本設計契約を締結することをもって、大阪市が責任をもって美術館を進めていくということで、この期日について延長するというような協議をしていただいているという状況でございます。国としても、大阪市がきっちり責任をもって美術館整備を進めていくということであれば、契約については柔軟に対応していただけるという状況で、この間は調整を図ってきております。

内田座長

委員の皆さんはいかがでしょうか。また事務局に確認ですけれども、別紙の2のところにも今後のスケジュールが示してあります。仮に、やはり新たな観点がある、この辺を確認したいということになったとして、この場に今度は評価の内容の質疑応答および意見聴取という議題としてかかる可能性があるということですか、その場合はどのタイミングでそのようになるのでしょうか。

小林担当課長

新たな論点と言いますか、やはり大規模事業評価から年数が経っているということで、大規模事業評価を改めて実施する必要があるというご意見でございましたら、来年度にその機会を設定したいということを考えております。

内田座長

基本設計が定まった段階でということになるのですか。

小林担当課長

そうです。時期につきましては、また改めてご相談させていただきたいと思っております。

内田座長

詳細はそうですけど、ここでいうところの基本設計がある程度進捗している、並行している段階で、ここで意見を述べるということになるのですか。

洞担当課長

今、現時点で想定しております基本設計の期日は、平成29年9月末を想定しておりますので、それよりももう少し早い段階で、基本設計の大まかな中身が固まってきた段階というのが1つのめどにはなるかと思っております。

内田座長

具体化はされているけれども、まだ微修正はできるような段階とか。

洞担当課長

おっしゃるとおりでございます。

内田座長

いかがでしょうか。ご質問、それから、やっぱり具体化してから検討すべきかどうかということに関するご意見をいただきたいのですけれども。高瀬委員、いかがでしょうか。

高瀬委員

現時点といたしましてはこれ以上よくわからないので、何か具体化したときにすることが一番現実的ではないかというふうに思います。

内田座長

岡委員、いかがでしょうか。

岡委員

事業概要のところ、総事業費と運営費は、今後、変わらないのですか。別紙1のところですが。

洞担当課長

別紙1で書いているのは、前回のときの事業概要でございます。

岡委員

それで今回の分は、この事業概要としてはどうなっていますか。それは別紙3のほうです。

洞担当課長

現時点で想定させていただいている数字といたしましては、別紙3のところでございます。

岡委員

そこで運営費の中に同様に維持管理費と大規模修繕費1億が入って7億というのは。

洞担当課長 今、運営費のところではいきますと、支出が7億7500万円程度を想定しており、それに対して収入が4億2000万円程度ということです。

岡委員 だから、コミュニケーション施設を増やした分がこうなっているという。

洞担当課長 前回との比較ではいきますと、より集客力の高い展覧会を誘致していきたいということで、そういった展覧会の開催にはお金がかかるということもありますし、そもそも消費税分が増されているというようなところもございまして、その部分では上がっているというような状況でございます。ですが、それに対してやはり多くのお客様に来ていただけるということで、その分収入も増えるというふうに想定しておりますので、収支差としてはそれほど変わらないというような試算をさせていただいております。

岡委員 私が一番気にしているのは、私たちは事業評価なので、事業の中にこの維持管理費とか大規模修繕費っていうのは、どこまで入れ込むのかなと思うのですが、出てきた案の中で、例えば維持管理費、大規模修繕費が7億7500万でいけるものであるということ、よほどきちんと見ていかないと、その後の大きな爆弾になるというか、ツケになっていくので、一般的になかなか修繕費が計上されていない公共事業が多くて、今回は、ちゃんと記載してありますが、本当にこの年間1億っていうので大丈夫なのかということも入れた形で、コンペへの活用をしっかりとさせていただきたいというふうに思っているという意見です。

洞担当課長 ありがとうございます。

内田座長 松井委員、いかがでしょうか。

松井委員 今、総整備費については134億円ということで計画されていますけれども、これを前提とした設計をしてもらうということですね。

洞担当課長 はい、そういうことでございます。

松井委員 これがどんどん、工事が進むにつれて膨らんでいくということはないですか。

洞担当課長 はい。そういう形で、今回の設計者選定にあたりまして、そこをきっちり守った形で、今後は基本設計、実施設計をやってくださいということを条件付けさせていただいております。

松井委員 そこはきちんと担保できるもの、一般的に担保できるものなのでしょうか。

洞担当課長 この間にそうではない事例もいろいろ話題に挙がっているところでございましたので、通常はそういうことは書かないのですが、我々は今回の公募型設計競技にあえてそういうことを条件付けさせていただいているというところですので、それをもって担保を取っているという状況でございます。

松井委員 わかりました。ありがとうございます。

内田座長 いかがでしょうか。今日求められている結論に関して、座長としての提案なんですけれども、別紙の4に示されているようなこういった前の松島先生とかが指摘されてきた論点、このことについて、引き続き適宜ご報告いただくことはやはり必要かと思っておりますけれども、今日と同じようにご報告いただく。個別に調書を出していただいて、その中身自体を一定の形式で見っていく必要は無いのではないかなど。その理由としては、具体化していったときに、物事がどう動いていくかということについてはもちろんフォローアップして、一般的な意味での意見は述べさせていただく機会というのは設けていただいたほうが良いように思います。厳密な意味での、この評価有識者会議としての意見を述べるにあたっての新たな観点というのは、なかなか無いのではと思います。私としての提案は以上ですけれども、ほかの異なる立場の方もいらっしゃると思いますけれども、

内田座長 いかがでしょうか。

松島委員 異なるわけではないですが、原則このルールに従うと、次にこの場で、例えば再評価というかたちで出てくるのはいつになりますか。この事業の開始年度から起算して5年目に継続中のものとしたら出てくるということですか。

小林担当課長 事業開始から5年です。

松島委員 この案件の場合、事業開始はいつになりますか。

内田座長 開始の起算時点はいつでしょうか。

小林担当課長 実施設計される29年度が起算ですね。

内田座長 実施設計が、事業着手ですか。

松島委員 ということは、33年度までこういう形で出てこないということで良いかどうかということ判断すればいいということでしょうか。

内田座長 今日と同じように、状況についての報告で十分なのか。はっきりと強い効果を持っている意見を述べるよう大規模事業評価の機会を設けるかどうか。

小林担当課長 そういう、論点があるかどうかということになるかと思います。

松島委員 定例に載せていただくという形でいいのではないかと考えます。

小林担当課長 その29年度の適切な時期にまたご報告をさせていただくという。

内田座長 報告については29年度に限定する必要はないと思います。必要なときに必要なタイミングでご報告いただければということです。

小林担当課長 報告すべき内容があれば、報告させていただくということですね。

内田座長 はい。物事が動く画期のときにご報告いただければと思います。というような方向でよろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

小林担当課長 1点、事務局からですけれども、ただいまの本事業につきまして、新たに大規模事業評価を実施するわけではなくて、適宜、定例の建設事業評価で報告させていただくということでご意見をいただきましたので、事務局としましてはこれを踏まえまして、来年度以降、大規模事業の対象事業を決定していきたいと思っております。ただ本件につきましては、後日改めて、申し訳ありませんが書面をもって委員の皆さまにご意見の確認をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

内田座長 そのときに、委員個人の判断として、ここの今の結論と違うことを書面で書いても問題ないですか。

小林担当課長 もし、この場とまた違う意見がありましたら、改めて調整をさせていただきたいと思っております。

池上担当部長 その辺も踏まえまして、事務局が最終的に実施する、しないの判断をしないといけないという責任もあります。今回、室長は出席しておりませんが、皆様のご意向を書面で確認したほうがいいのかという指示を受けております。今聞いたことをどういったかたちで進めるかっていうのをまとめさせていただいて、お送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

内田座長 責任を持たれている室長のお考えとの擦り合わせも当然重要になってくるかと思っておりますので、再度書面で各委員の意向というのは確認を取られるということですね。

それでは、予定されている議題は以上です。最後に事務局から何かありますか。

塩川課長代理

大変長時間になってしまい申し訳ございませんでした。今後の予定でございます。本日いただきましたご意見をまた整理して、皆さまに送信させていただきますので、ご確認いただきますようによろしくお願ひします。その意見につきましては12月頃に公表を予定しております。その意見への対応方針については翌年の2月頃に公表を予定しております。本日の会議は以上でございますけれども、松島座長代理と高瀬委員、退席されました水谷委員におかれましては、平成22年度から建設事業に関わる有識者会議委員として、長年にわたりまして多大なご尽力をいただきまいました。しかしながら、今年度をもちまして有識者会議委員の任期が満了になるということになってございます。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

内田座長

それでは、これで会議を終了いたします。長時間にわたり、どうも皆さんご苦勞さまでした。